

山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令

(平成17年4月26日本部訓令第23号)

山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令を次のように定める。

山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令

山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令（昭和45年山口県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 山口県警察の運営について総合的に審議するため、山口県警察本部に山口県警察総合対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、警察本部長をもって充てる。

3 副委員長は、警務部長をもって充てる。

4 委員は、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官及び警察学校長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員長は、委員会を主宰する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（任務）

第4条 委員会は、山口県警察の運営に関する重要な事項を審議することを任務とする。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（対策部会）

第6条 委員会に、次に掲げる対策部会を置く。

- (1) 警務対策部会
- (2) 生活安全対策部会
- (3) 地域対策部会
- (4) 刑事対策部会
- (5) 交通対策部会
- (6) 警備対策部会
- (7) 治安基盤確立対策部会

（構成）

第7条 対策部会は、部会長及び部員をもって構成する。

- 2 部会長及び部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会長は、必要に応じて部員の中から副部会長を指名することができる。
(部会長及び副部会長)

第8条 部会長は、対策部会を主宰する。

- 2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長又は部員のうちからあらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。
(任務)

第9条 対策部会は、委員会の特命に係る事項について調査し、及び研究するほか、別表第2に掲げる所掌事項について審議することを任務とする。

(会議)

第10条 対策部会は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、第7条第2項の規定に関わらず、必要に応じて対策部会の構成を別に指定することができる。
(報告)

第11条 部会長は、委員会の特命に係る事項について調査し、及び研究した結果を委員会に報告しなければならない。

- 2 部会長は、必要に応じて別表第2に掲げる所掌事項について審議した結果を委員会に報告するものとする。
(ワーキンググループ)

第12条 部会長は、必要に応じて対策部にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成及び運営その他必要な事項は、部会長が定める。
(庶務)

第13条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

- 2 対策部会及びワーキンググループの庶務は、次表に掲げるとおりとする。ただし、第10条第2項に規定する場合は、部会長が別に指定するものとする。

対策部会	庶務
警務対策部会	警務部警務課
生活安全対策部会	生活安全部生活安全企画課
地域対策部会	地域部地域企画課
刑事対策部会	刑事部刑事企画課
交通対策部会	交通部交通企画課

警備対策部会	警備部公安課
治安基盤確立対策部会	警務部警務課

(補則)

第14条 この訓令で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定め、対策部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。